

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	・理念や基本方針を保育園のしおりや重要事項説明書、HPに明記し、玄関や事務所に掲示するなど、保護者や来訪者に対して積極的に開示している。 ・入園説明会や在園児説明会では、園の目指す方向性や考え方を丁寧に伝えており、新任職員には研修の中で園長が理念や保育方針を説明する機会を設けている。 ・カリキュラム会議においても理念に基づいた保育の在り方が議論されており、内容の理解と実践が進められている。 ・しおりやマニュアル、HPなどの記載内容は、正確性や分かりやすさの観点から見直しが継続的に行われており、周知の質向上に努めている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1 (1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	・事業経営を取り巻く環境の変化を的確に把握するため、越谷市主催の研修や説明会に管理者が積極的に参加し、最新の施策や制度への理解を深めている。園長は代表者会議や制度説明会に出席し、行政の動向を把握しているほか、私立保育園・認定こども園協会にも参加し、保育現場の情報を広く収集している。 ・幼保小連携の場や各種研修にも参加し、地域との連携や現場の課題に即した対応力を高めている。 ・時事ニュースから保育を取り巻く社会的動向にも目を向け、日々の保育の在り方を柔軟に見直す取り組みが進められている。
I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	・運営ビジョンや法人全体の事業計画に沿って福祉サービスの現状を分析し、課題の明確化と継続的な改善に取り組んでいる。 ・園長は理事会に出席し、園の事業計画や実績について運営報告を行い、経営状況の共有と透明性を確保している。 ・毎月実施される合同リーダー会議では、姉妹園および法人の職員と共に現場の課題を協議し、改善策を検討する体制が構築されている。これらの取り組みを通じて、経営課題に対する具体的かつ組織的な取り組みが行われている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	・理念や基本方針の実現に向けた目標を明確に示した運営ビジョンを基盤とし、事業報告に基づく課題分析を踏まえて、中期的な視点による3か年計画を策定している。計画の策定過程では、全職員による協議を重ねることで組織全体の方向性を共有し、実行可能な内容となるよう工夫されている。また、市の子ども・子育て支援計画と連動させることで、地域の施策との整合性も図られている。 ・運営ビジョンは、社会情勢や地域の変化に応じて見直しが行われており、柔軟かつ現実的な中期計画が策定されている。

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	・中期計画を基盤としつつ、保護者や地域の福祉ニーズを的確に反映させた単年度の事業計画および全体的な計画を、年度当初に策定している。 ・全体的な計画には、子どもの年齢に応じた課題や支援の在り方、健康管理、衛生環境の整備、安全対策、家庭・地域との連携、職員の資質向上、小学校との接続など、多面的な視点から具体的な目標が盛り込まれている。これらは保育理念や目標の実現に向けて、計画的かつ実践的に取り組む姿勢が示されている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	・事業計画の策定にあたり、前年度の実践を丁寧に振り返り、全職員からの意見を反映することで、現場の実情に即した計画を構築している。 ・実施状況の把握と見直しについては、毎月開催される法人内の合同リーダー会議において、複数園と連携しながら評価や課題の整理が組織的に行われている。また、月1回のカリキュラム会議や全体会議では、職員同士が計画の進捗や運営上の課題について共有・協議し、必要に応じて改善を図る体制が整っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	・事業計画および事業報告を複数年度分用意し、玄関内に設置することで常時閲覧可能な状態を整え、利用者への情報開示に努めている。 ・園だよりや掲示物により内容の周知を促し、年2回開催される懇談会では、パワーポイントや写真を用いた説明を行うなど、視覚的にもわかりやすい工夫がなされている。 ・利用者が園の方針や取り組みを具体的に理解できる環境が整っており、事業計画が保護者との信頼関係の構築にも資する内容となっていることがうかがえる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	・運営ビジョンの実現に向け、自己評価、施設評価、保護者満足度調査を定期的実施し、保育サービスの質を多角的に評価する体制を整えている。 ・評価結果は、課題の明確化と改善点の抽出に活用され、事業計画や指導計画に反映されることで、実効性のある改善サイクルが構築されている。 ・各種研修の実施後には職員間で内容を共有し、得られた知見を日々の保育に活かす取り組みが行われており、組織全体で保育の質向上に継続的に取り組んでいる。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	・自己評価や保護者アンケートの結果をもとに、管理職会議、全体会議、カリキュラム会議などを通じて課題を明確化し、改善に向けた具体的な方針を組織的かつ計画的に検討・実施している。 ・各行事後に実施されるアンケートや寄せられた意見にも真摯に対応し、日々の運営改善に役立てている。アンケート結果は1か月以内に公表され、冊子として保護者がいつでも閲覧できるよう整備されており、透明性を確保しながら信頼構築と保育の質向上に継続的に取り組んでいる。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	・当園では、管理者の役割と責任を明確にするため、役割分担表や組織図、職務分担、防災体制、係の仕事分担などを掲示し、職員が常に確認できる環境を整えている。 ・園長や主任は、日常的な会議や個別面談の場を活用し、管理者としての役割や方針を職員に対して丁寧に説明し、理解の浸透を図っている。これにより、責任の所在が職員全体に共有され、園として課題や対応を一体的に捉える意識が育まれており、管理者のリーダーシップが組織全体に機能していることがうかがえる。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	・遵守すべき法令や倫理的規範の理解を深めるため、新任採用職員に対して人権、個人情報保護、虐待防止、倫理などに関する研修を実施している。 ・毎年の法人内研修では、服務規律や接遇、守秘義務などについて実践的な内容を学ぶ機会が継続して設けられている。 ・保育マニュアルは法改正や制度の変更に応じて随時見直しを行い、内容の正確性を維持している。園長や主任が講師を務め、全職員に対して丁寧に説明・指導を行い、共通理解の定着と日々の実践につなげている。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	・管理職が福祉サービスの質の向上に強い意欲をもち、各種研修の講師を務めるなど、職員の育成に向けた指導的役割を果たしている。会議には必要に応じて参加し、内容に応じて助言や意見を述べることで、職員の考えを整理し、方向性を示している。 ・行事においては、計画段階から職員に対して明確な方針を示し、実施後の反省会にも出席して評価や改善点を共有している。 ・毎月のカリキュラム会議では「保育所保育指針」に関する研修を実施し、制度理解と保育実践の向上に努めている。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	・園長が経営改善と業務の実効性向上に向けて、具体的な取り組みを進めている。管理職会議や全体会議、カリキュラム会議を通じて職員の意見に耳を傾け、課題を丁寧に整理しながら改善に取り組む姿勢が見られる。 ・月次試算表の確認を通じて収支状況を把握し、安定した運営にも努めている。 ・職員面談では研修への意欲や心身の状態について対話を行い、個々の状況に応じた対応を行っている。 ・休憩室を設けるなど、職員が安心して働ける環境づくりに取り組んでいる。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	・運営ビジョンにおいて職員の確保や求める人材像、育成、昇格、異動に関する方針を明示し、人材確保と定着に向けた具体的な方向性を示している。法人が運営する５園による連携体制のもと、保育士同士が交流を深めながら学ぶスキルアップ研修や、経験年数に応じたフォローアップ研修を実施しており、計画的な人材育成が図られている。 ・日々の保育における困りごとを気軽に相談できる場を設け、職員の不安や負担を軽減することで、定着率の向上と働きやすい職場づくりに継続的に取り組んでいる。

Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	・法人の理念と基本方針に基づき、運営ビジョンの中で期待する職員像を明示し、組織としての人材育成方針が明確に示されている。 ・職員は年２回、自己評価チェックリストをもとに管理職と面談を行い、自身の業務を振り返ると共に、将来的な目標設定や能力向上に向けた支援を受けている。 ・人事考課制度が整備されており、評価と処遇が連動する仕組みが構築されているほか、面談を通じて評価内容のフィードバックが行われている。 ・業務の難易度や貢献度に応じた報酬体系も整えられており、公正で意欲につながる人事管理が実施されている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	・職員が安心して働き続けられる環境づくりに力を入れている。有給休暇や時間外労働は帳簿で適切に管理されており、有給休暇の取得率９０％を目標として、心身のリフレッシュを促している。 ・福利厚生も充実しており、全職員へのインフルエンザ予防接種に加え、希望者には風疹などの各種予防接種や子宮頸がん検診の機会も提供している。 ・２４時間対応の外部相談窓口を設け、悩みや不安をいつでも相談できる体制を整えている。さらに、管理職がメンタルヘルス研修を受講するなど、職員の心身の健康に配慮した取り組みが組織的に行われている。
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	・職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが計画的に実施されている。運営ビジョンにおいて、法人として職員に求める能力や姿勢を明確に示し、それに基づく目標管理を行っている。個人別育成計画では、各職員の課題を明確にし、それに対応した研修を実施する体制が整えられている。 ・年２回の個人面談では自己評価チェックリストを活用し、日々の実践を振り返る機会が設けられている。 ・法人では職層や経験に応じた研修を計画し、園内研修も雇用形態にかかわらず参加可能とするなど、継続的な成長を支える仕組みが構築されている。
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	・職員の教育・研修に関する基本方針と計画が明確に策定され、継続的な学びの機会が組織的に整えられている。 ・理念や方針に共感し、利用者本位の姿勢で笑顔と思いやりをもって保育にあたる職員像を理想とし、その実現に向けた能力育成を目的に、運営ビジョンを踏まえた研修計画が立てられている。 ・法人内では主任・リーダーが定期的に集まり、研修内容の評価や見直しを行う体制が構築されている。 ・研修受講後には必ず報告会を実施し、学んだ内容を職員間で共有することで、組織全体の資質向上に取り組んでいる。
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	・職員一人ひとりの成長を支える教育・研修の機会が適切に確保されている。 ・職員面談を通じて、本人の希望や担当業務に応じたスキルを確認し、その内容を個人研修記録簿に記録することで、継続的な育成につなげている。 ・外部研修については、原則すべての職員が参加できる体制を整えており、平等な学びの機会が提供されている。また、内部研修では階層別やテーマ別に多様な内容を用意し、姉妹園の職員と合同で受講することで視野の拡大にもつながっている。 ・新入職員には入職前研修を実施し、スムーズな業務への適応を支援している。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	・実習生の受け入れにあたり、福祉サービスに関わる専門職の育成を目的とした体制を整えている。実習の意義や目標、課題は明文化されており、学校からの要望に応じて実習プログラムを見直すことで、継続的な連携と質の高い実習支援を実現している。実習生には「実習生に学んでほしいこと」を事前に配付し、園の方針や期待を明確に伝えている。 ・実習担当職員を配置し、指導計画マニュアルに基づいた研修を行うことで、計画的かつ一貫した指導が可能な体制が整えられている。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	・運営の透明性を確保するため、さまざまな情報を積極的に公開している。HP上では、決算書や定款、ご意見内容を掲載し、外部に向けた情報開示を行っている。 ・苦情解決体制を整え、解決の手順や第三者委員の連絡先を明示することで、利用者が安心して意見を伝えられる環境が整えられている。 ・外掲示や配布物を通じて地域にも情報を発信し、「いつでも保育参加」の実施やアンケート結果の公表など、園の運営状況や考え方を広く共有する工夫がなされており、開かれた保育の実践に努めている。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	・公正かつ透明性の高い経営を実現するため、経理や財務などの事務業務において、関連法令および法人の諸規程に則った運用を徹底している。事務処理や取引は、統一されたルールに基づいて行われており、業務の適正性と透明性が保たれている。 ・経営状況については、公認会計士による外部監査をはじめ、行政による監査、法人内部による定期的な監査を受けるなど、多面的なチェック体制が確立されている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	・地域との交流を重視し、利用者と地域社会をつなぐ多様な取り組みを行っている。施設内に子育て支援センターを設置し、地域の全家庭を対象に子育て相談や交流の機会を提供しているほか、出張講座を実施するなど、地域支援の幅を広げている。 ・近隣の小学校や消防署、警察署、高齢者施設、ごみ処理場などへの訪問を通じて、地域のさまざまな機関とのつながりを築いている。 ・食育の一環として行うスーパー訪問や、災害時に備えて外部に設置した消火器の地域への開放など、地域に開かれた保育の実践に取り組んでいる。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	・ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、適切な受け入れ体制を構築している。受け入れにあたっては、意義や手順、留意事項などをマニュアルに明記し、安全かつ円滑な対応が図られている。 ・社会福祉協議会や中学校、青少年ボランティアスクール、養成校と連携し、職業体験やふれあい体験といった多様な活動を受け入れている。これにより、地域の人々が保育の現場に触れる機会が創出され、地域に根ざした施設運営と、子ども達にとっての貴重な交流の場が形成されている。

Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	・必要な社会資源を明確に把握し、関係機関との連携体制を整えている。 ・市の関連機関の連絡先一覧を作成し、事務所に掲示することで、緊急時にも迅速な対応が可能となっている。 ・児童相談所、子ども家庭支援センター、発達支援センターなどと連携を図りながら、子どもにとって最善の支援を提供できるよう努めている。特に、虐待が疑われる場合には、速やかに園長へ報告し、市の関係機関へ連絡を行う明確な手順が定められており、実際の事例においても適切に対応していることがうかがえる。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	・地域の福祉ニーズを的確に把握するため、多面的な取り組みを行っている。園長は、地域子育て支援センターや私立保育園・認定こども園協会の事業部会に継続的に出席し、地域の課題や保護者のニーズを把握している。 ・幼保小の連絡会や市主催の代表者会議、各種研修にも参加し、他機関との情報共有を通じて多角的な視点から現状を捉えるよう努めている。 ・地域子育て支援センターの利用者を対象にアンケートを実施するなど、実際の声を直接取り入れる工夫もされており、地域に即した保育サービスの充実に取り組んでいる。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	・地域の福祉ニーズに基づき、公益的な事業・活動を継続的に展開している。園庭や施設の開放、子育て講座、相談事業などを通じて、地域の子育て家庭が気軽に集える環境を整えている。 ・利用者アンケートを実施し、地域の声を取り入れながら活動の見直しにも努めている。重層的支援体制整備事業の一環として、老人保健センターと年３回の共催イベントを行い、世代間の交流を図っている。 ・子育て支援センターでは、看護師や栄養士、助産師による講座や相談会を開催し、地域住民の生活に密着した支援が行われている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	・利用者を尊重した保育の実践に向けて、職員全体で共通の理解を深めるための仕組みが整えられている。理念や運営ビジョン、保育マニュアル、全体的な計画については、毎月の会議や研修の中で繰り返し確認されており、職員がその意義を理解しながら実践につなげるよう意識づけが行われている。 ・理念に基づいて年齢ごとの指導計画を策定し、月間指導計画についても毎月振り返りと見直しを行うことで、保育内容に一貫性と柔軟性を持たせている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	・利用者のプライバシー保護を重視した保育の提供に取り組んでいる。法人および園においては、コンプライアンス研修や保育マニュアルにおいて、虐待防止、プライバシー、人権などの権利擁護に関する基本的な考え方を明示し、事案発生時の対応方法についても職員に周知を図っている。 ・入園説明会では重要事項説明書を配付し、保護者に対して内容を丁寧に説明し同意を得ることで、情報の共有と理解を図っている。 ・園児の発達段階に応じてトイレに目隠しを設置するなど、日常の保育においても適切なプライバシーへの配慮が行われている。

Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	・利用希望者が安心して園を選択できるよう、情報提供に努めている。市役所や児童館、公共施設に設置された私立保育園協会の機関誌「アップルバイ通信」に当園の情報が掲載されており、地域の中で広く周知が図られている。 ・HP上では、園の理念や方針、保育目標をわかりやすく提示し、保育内容への理解を促している。 ・入園申し込み前には特別見学会を実施し、随時の見学も受け入れており、保護者が十分な情報を得た上で判断できるよう配慮されている。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	・福祉サービスの開始や内容変更の際し、利用者に対して分かりやすく丁寧な説明を行う体制が整っている。保育開始前には入園説明会と親子面談を実施し、園の方針や保育の進め方について、家庭ごとの状況に応じて丁寧に説明している。説明会ではプロジェクターを使用し、実際の保育の様子や子どもたちの表情を紹介することで、保護者が園の雰囲気や取り組みを具体的にイメージできるよう工夫されている。 ・重要事項説明書を配付し、内容を十分に説明したうえで同意を得る手続きが行われている。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	・保育所から家庭や小学校への移行の際し、福祉サービスの継続性に十分配慮した対応が行われている。退園・卒園時には保護者に対して手紙を配付し、子どもが新たな環境へ円滑に移行できるよう配慮事項を丁寧に伝えている。 ・卒園にあたっては保育要録を小学校に提出するだけでなく、近隣小学校との連絡会を実施し、子どもの家庭環境や対人関係、育ちの状況などについて具体的な申し送りを行っている。こうした取組により、個々の子どもが安心して新しい生活を始められるよう、継続的な支援体制が整えられている。
Ⅲ－１－（３） 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	・満足度調査に加え、運動会や発表会、給食試食会、SIあそび参観など、行事ごとにアンケートを実施し、保護者の意見を幅広く収集している。得られた意見や要望に対しては、結果を公開すると共に、HP上で改善内容や対応方針を丁寧に説明し、透明性を高めている。 ・意見箱を設置し、日常的な相談や意見を受け付ける体制を整えており、こうした取り組みを保育活動に反映させることで、保護者の満足度向上につながっていることがうかがえる。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	・保護者からの意見や要望に適切に対応できるよう、苦情解決責任者、受け付け担当、第三者委員を設置し、解決体制を整備している。苦情解決の仕組みについては、重要事項説明書や保育園のしおりにわかりやすく記載し、保護者がいつでも確認できるようにしている。また、事務所前にも掲示を行い、懇談会の際には具体的な対応方法について再度説明を行うことで、保護者の理解が深まるように努めている。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	・相談や意見を受け付けるために、意見箱の設置や越谷市・埼玉県への申し立てが可能であることを周知を図っている。意見・要望・苦情は、保育の質を向上させる貴重な機会と前向きにとらえ、課題を見出せるようにしている。専門職への意見箱も設置し、保護者がより専門的な視点からの助言を求められるようにしている。保護者から直接意見を伝えられることも多く、日々のコミュニケーションを大切にしながら、信頼関係の構築に取り組んでいる。

Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	・保護者からの相談に対し、個人面談記録を作成しながら丁寧に対応している。定期的な個人面談や懇談会の実施に加え、随時の面談にも柔軟に応じ、園長や主任を中心に保護者の悩みや不安に寄り添う姿勢を大切にしている。連絡帳を活用した相談については、その日のうちに口頭や連絡帳で迅速に対応することで、保護者の不安をできるだけ早く解消できるよう努めている。保護者がいつでも気軽に個別相談ができる体制を築くことで、園と家庭が連携しながら子どもの健やかな成長を支えている。
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	・事故防止委員会を中心に安全対策と事故防止など、リスクマネジメントの徹底に取り組んでいる。安全確保と事故発生時の対応についてはマニュアルを作成し、全職員が常に確認できる環境を整えている。ヒヤリハットやインシデントの事例を職員間で共有し、原因分析を行いながら具体的な改善策を検討することで、より安全な保育環境の実現に努めている。また、事故発生時のフローを事務室に掲示し、全職員が適切に対応できるよう周知している。保育マニュアルについては月1回のカリキュラム会議で研修を行い、職員の意識向上を図っている。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	・感染症の予防と発生時の対応について、保護者と職員双方に向けた対策を徹底している。保育園のしおりには、出席停止の対象となる疾病やその出席停止期間について明記し、保護者が事前に確認できるよう配慮している。また、感染症の発生状況については、各クラスの感染者数を掲示し、クラス内で感染が拡大した場合には、保護者向けにLINEを通じて速やかに通知を行うことで、情報共有を行っている。 ・職員に対しては、看護師が担当する研修を通じて、感染症の予防策や発生時の対応についての知識を深める機会を設けている。
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	・火災・地震・水害・台風などの緊急事態に関する対応を事業継続計画（BCP）、緊急対応マニュアル、風水害防災マニュアルに明示し、職員向けの研修を通じて周知を促している。 ・緊急時には、緊急時LINE配信、掲示、ホームページを活用し、速やかに保護者へ情報を提供できる体制を整えている。また、毎月防災訓練を実施し、災害時の適切な行動がとれるよう、職員の対応力向上に努めている。 ・地域の警察や消防署と連携し、不審者侵入訓練や引き渡し訓練を年1回実施しており、子どもたちの安全確保に向けた実践的な訓練を重ねている。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	・個人情報保護規程、保育マニュアル、自衛消防隊組織図などを整備し、業務の標準化に取り組んでいる。重要事項説明書や保育園のしおりには、保育内容や1日の生活の流れ、健康管理について明記し、保護者や職員に周知することで、共通認識を持てるよう努めている。また、新任職員が安心して保育業務に取り組めるよう、入職前研修を2日間実施し、基本的な知識や業務の流れを学ぶ機会を設けている。各園の環境に応じた研修は主任が担当し、入職後もオリエンテーションを通じてサポートする体制を整えている。

Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	・毎月のカリキュラム会議や研修を通じて、職員や保護者からの意見を反映し、保育の質の向上に努めている。年度末には、各年齢ごとの年間指導計画・月間指導計画・個別指導計画の見直しを行い、より実態に即した計画へと改善している。また、保育マニュアルについても、職員全体で検証を行い、より良い保育環境を整えるための見直しを実施している。看護師や栄養士と連携し、国の方針にも対応したマニュアルの整備を行い、必要な情報をいつでも職員が確認できるようにしている。
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	・児童健康調査票や家庭生活調査書をアセスメントツールとして活用し、子どもの健康状態や成長・発達の状況を把握している。児童票の管理や保護者との面談を通じて適宜更新し、子ども一人ひとりに応じた援助ができるよう努めている。 ・全体的な計画や年間指導計画に基づき、月ごとに評価と反省を行うことで、日々の保育内容を見直し、実態に即した指導や援助を実施している。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	・年間指導計画に基づき、月間計画・週案・個人目標を立案し、子ども一人ひとりの発達過程に応じた援助を行っている。特に個人目標については、子どもの成長に合わせて策定し、保護者の意見や意向を反映する機会を設けている。 ・毎月の会議や年度末の会議で年間指導計画の見直しを行い、実態に即した計画への修正を図っている。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	・子どもたちの日常の様子を担当が日誌に詳細に記録し、管理職や他の職員が確認できる体制を整えており、子どもの成長や変化を共有し、より適切な援助が行えるよう努めている。また、引き継ぎ簿を活用し、子どもの状態や連絡事項について職員全体で共通理解を持てるようにしている。 ・日誌の記録は、丁寧に整理されており、子ども一人ひとりの様子を細やかに把握できる内容となっている。保育の継続性が保たれていることがうかがえる。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	・個人情報の適切な管理と書類の保管期間に関する明確な規定を設け、適切な運用を行っている。個人情報の漏洩防止に向けて、職員全員が個人情報保護に関する同意書を提出し、適切な取り扱いへの意識を高めている。 ・個人情報は鍵のかかるロッカーに保管し、鍵の管理は園長が行うことで安全性を確保している。万が一情報が漏洩した場合の対応方法もマニュアルに明記されており、マニュアル研修を通じて全職員に周知している。

A 個別評価基準

A－１ 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A－１－（１） 全体的な計画の作成		
A－１－（１）－① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	・理念や基本方針を重要事項説明書や保育園のしおり、全体的な計画に明示し、会議や研修を通じて職員と共有し、日々の保育の実践に活かせるよう工夫している。全体的な計画は「健康」「環境」「言葉」「人間関係」「表現」の５領域を基本としながら、園や地域の実態に即して毎年作成されている。食育や地域援助などの要素も計画に組み込み、子どもたちが多様な経験を通して健やかに成長できるよう配慮している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	- 子どもたちが心地よく過ごせる環境づくりに力を入れており、保育室や遊びの環境整備に工夫を凝らしている。0・1歳児の保育室の床にはコルクチップを使用し、転倒時の衝撃を和らげる配慮をしている。温度や湿度、換気、清掃管理についてはチェックリストを用いて記録し、園内・園庭の安全点検も定期的の実施している。室内はコーナー保育を取り入れ、子どもが主体的に遊びを選べるよう工夫している。 - その日の子どもの様子を見ながら活動内容を決め、幼児クラスでは子どもたちの声を取り入れながら室内環境を変更するなど、柔軟な保育を実践している。
A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	- 子ども一人ひとりの発達を丁寧に把握し、それに応じた保育を提供できるよう、発達過程チェック表を作成し活用している。年齢ごとの発達段階が一目で分かるようになっており、適切な言葉かけや関わり方を工夫している。 - 毎月のカリキュラム会議では、子どもの個別の対応方法について確認を行い、発達や個性に配慮した保育を実施できるよう努めている。子どもの状況については、保護者からの口頭での伝達や連絡ノートの内容を把握し、必要に応じて職員間で共有している。 - 主任も定期的に保育に入り、子どもたちの様子を直接観察することで、よりの確かなサポートができるよう努めている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	- 子どもたちの生活習慣の習得を段階的に援助するため、個別月案に具体的な目標を設定し、計画的に取り組んでいる。また、保護者とも毎月の個人目標を共有することで、家庭と連携しながら子どもの成長を支えている。 - 進級に向けた準備として、2歳児は12月から上履きを履くことやお箸セットの練習を始め、2月からは通園バッグの使用を開始することで、進級への期待を高め無理なく新しい環境へ適応できるよう配慮している。3歳児に対しては、生活の流れが理解しやすいよう、職員が丁寧に説明しながらサポートを行うことで、安心して幼児クラスの生活に移行できるようにしている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	- 主体的に遊びを選択し、多様な体験ができるよう工夫をしており、年齢や発達に応じて、子どもが好きな遊びに取り組めるようにしている。 - 園庭や公園での戸外遊び、音楽や製作などの表現活動を取り入れ、子どもたちの創造力を育み、演奏会や中学生とのふれあい活動など、地域との交流も大切にしている。フラダンスや音楽指導、体育プログラムでは外部講師を招き、行事につなげ日々の活動の成果を発表できる機会としている。 - 知能遊び(SI遊び)についても外部講師を招き、月4回実施することで、思考力や創造力を養う取り組みを行っている。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	入園直後は2週間程度の慣らし保育期間を設け、子どもが無理なく園生活に慣れていけるよう配慮している。少人数担当制によって担当の職員が丁寧に関わり、月齢に応じた安全な環境を整え、食事や個々の睡眠リズムにも細やかに配慮しながら安心して過ごせるようにしている。離乳食については、栄養士が個別面談を行い、保護者と情報を共有しながら進めている。子どもたちが興味を持ちやすいよう発達に合わせて手作り玩具も用意し、一人ひとりが落ち着いて遊べる環境づくりを心がけている。

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	・1歳児は入園当初は生活の流れを理解している進級児と、新たな環境に慣れる必要がある新入園児とを分け、落ち着いて過ごせるよう配慮している。子どもにとって大きな変化の時期であり、不安を感じやすいため、環境に慣れるまでの間は、それぞれの子どもの状態に応じて生活を分けている。また、3か月ごとに担当保育者を変えることで、多くの職員と関わる機会を増やし、段階的な移行を通じて集団の中で安心して過ごせるよう工夫をしている。 ・2歳児については、引き続きグループごとに分かれて生活し、生活の流れを丁寧に伝えながら一人ひとりが安心して園生活を送れるよう援助している。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	・運動会や表現発表会では、子どもたちが主体的に取り組めるよう、振り付けやセリフ、曲選びを自分たちで考える機会を取り入れている。劇やお遊戯では、自分の役を理解し、演技や表現を工夫することで、自信をもって発表できるよう援助している。保護者にも協力してもらい、会場づくりから子どもと一緒に工夫することで、行事をみんなで作り上げる喜びを感じられるようにしている。 ・また、日常の活動の中でも、子どもの声を反映した製作や装飾の工夫を行い、毎月の作品を飾ることで、園全体の環境づくりにも関わっている。 ・当番活動として5歳児はクラスの人数を給食室に伝えたり、放送で給食メニューや誕生日のお祝いを伝えるなど、役割を持ちながら園生活を送っている。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	・配慮が必要な子どもについては、個別指導計画を作成し、一人ひとりの発達や特性に応じた援助を行っている。落ち着いて過ごせるスペースを確保し、安心できる環境づくりを工夫することで、無理なく園生活を送れるよう配慮している。巡回指導を積極的に活用し、専門家からの助言を受けながら援助の方法を検討し、心配なことを相談する機会を設けている。 ・アドバイスや研修での学びは職員全体で共有し、共通認識をもとに保育に取り組むことで、一貫した援助ができるよう努めている。 ・行事への参加についても、一人ひとりの状況に合わせて無理のない形で関わられるよう工夫し、成功体験を積み重ねられるよう援助している。
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	・18時以降は異年齢保育を実施し、年齢の異なる子どもたちが関わることで、思いやりやいたわりの気持ちを育む機会を大切にしている。また、長時間保育を利用する子どもが安心してくつろげるよう環境を整え、その日の疲れや体調にも配慮している。保育時間が長くなる子どもには、おやつを提供し、空腹を感じることなく安心して過ごせるよう配慮している。 ・保護者への連絡は「引き継ぎ簿」を活用し、日中の様子や伝えるべき情報を職員間で共有し保護者に伝えられるよう努めている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	・小学校生活への円滑な移行を目指し、年間計画に基づいて小学校見学を取り入れ、小学生との交流や学校施設の体験を実施している。授業の様子の見学や図書室の利用、和式トイレの体験などを通じて、子どもたちが小学校の環境に慣れる機会を提供している。 ・近隣の小学校との連携を密にし、保育要録の送付や連絡会への参加を通じて、子どもたちの様子や発達の状況を共有している。 ・保護者に対しては、懇談会や説明会を開催し、「就学までに身につけておきたいこと」について伝える機会を設けている。個人面談では保護者の不安や気になることを丁寧に聞き取り、それぞれの子どもに合った支援を行っている。

A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	・体調不良時の対応については、マニュアルを整備し、職員間で共通理解を図っている。ケガや発熱があった場合には、担任が事務所へ状況を報告し、必要に応じて保護者へ連絡を取る体制を整えている。また、園内には保健室を設置し、適切な処置を行える環境を整えている。 ・健康教育にも力を入れ、子どもたちが自ら健康を意識できるような指導を行っている。年齢に応じた内容で、歯磨き指導や手洗い指導を計画的に実施し、うがいの習慣づけも進めている。また、子どもが自分の体調の変化に気づき、保育者に伝えやすいような声かけを工夫し、安心して相談できるよう援助している。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	・年2回の健康診断を実施し、その結果を児童票に記録した上で、保護者へ「健康調査票」のコピーを配付している。健康診断の前には園内で掲示を行い、保護者が事前に心配事を相談できるよう配慮している。 ・意見箱を設置し、専門職（看護師や栄養士）への相談ができる環境を整えており、離乳食などの食事に関する相談についても栄養士が対応し、保育の中で適切に反映している。 ・歯科健診後には、年長児を対象に歯科衛生士による歯磨き指導を実施し、子どもたちが楽しみながら興味を持てるよう工夫を凝らし、歯磨きを嫌がる子どもにも徐々に慣れていけるよう、保育の中で繰り返し取り組んでいる。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	・食物アレルギー対応マニュアルを整備し、園内研修を通じて職員全員に周知徹底している。食物アレルギーに関する対応は、医師の指示に基づき適切に除去食を提供し、安全な食環境を確保している。 ・配膳時には、誤配膳を防ぐためにネームプレート付きの専用トレイと食器を使用し、調理師・管理職・保育士の三重チェックを行うことで、安全性を高めている。また、食事の提供に際しても職員が慎重に確認しながら対応し、子どもたちが安心して食事を楽しめるよう配慮している。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	・食育活動を大切にし、子どもたちが食に興味を持てるよう工夫を凝らした取り組みを行っている。栄養士はできる限り全クラスを巡回し、食具の持ち方や子どもたちの食べる様子を確認している。献立は法人共通だが、行事に合わせた変更や郷土料理を取り入れるなど、食文化を学ぶ機会を大切にしている。また、各園の年長児のリクエストを反映し、子どもたちの声を大切にする姿勢がうかがえる。 ・行事食では特別な日の食事を楽しめるよう工夫し特別感を演出している。 ・ピクニック給食では、お弁当スタイルで提供するなど、普段とは異なる食事を楽しんでいる。 ・夏季には、水分補給の大切さを伝える際にキャラクターを活用するなど、子どもが興味を持ちやすい工夫を行っている。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	・月1回給食会議を実施し、同法人5園の様子を把握しながら翌月の献立に反映している。子どもたちの食事状況や嗜好の変化を確認し、栄養バランスを考慮しながらも、「食べてみたい」と思えるような献立作りを大切にしている。近年、子どもたちの嗜好に変化が見られ、以前は甘いものを好む傾向があったが、最近は塩味のあるものを好む傾向もみられるため、こうした変化にも柔軟に対応している。 ・「楽しく食べようね」と声をかけ、食事を楽しみ時間として感じられるような環境づくりに力を入れている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	・保護者が子どもたちの成長を身近に感じられるよう、行事への参観を積極的に促している。行事の意義を伝えることで、より多くの保護者に見てもらえる機会を増やしている。 ・日々の園の様子や行事の情報については掲示を工夫し、目につきやすい場所に設置することで、保護者が情報を得られるようにしている。新しい情報については、直接声をかけることで、見落としがないように配慮し、保護者への周知に努めている。 ・年1回試食会を実施し、全クラスを対象に希望者が参加できる機会を設け、栄養士が給食で大切にしていることを保護者に伝えている。
A-2-（2） 保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	・子どもの成長を保護者と共有し、安心して園生活を送れるよう、個人面談を年2回実施している。面談では、子どもの様子や目標の確認を行い、進級に向けた話し合いを進めることで、成長の見通しを保護者と共に考えていく機会となっている。 ・朝は園長が玄関に立ち、主任はクラスや事務所で待機し、保護者が登園時や降園時に気軽に話しかけられる環境をつくることで、些細なことでも相談しやすい関係性を築けるよう努めている。 ・保護者からの意見や要望に対して、適切に対応できるよう努めているが、伝え方や対応の仕方については継続的な課題として取り組んでいる。
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	・朝の受け入れ時に視診を行い、子どもの健康状態や普段との変化を確認するとともに、保護者へ声をかけ、園と家庭で子どもの様子を共有している。傷や気になる点がある場合は写真を撮影し記録として残し、適切な対応を取れるようにしている。 ・虐待の早期発見と適切な対応に向けて「虐待発見時の対応マニュアル」に基づいた職員研修を行い、園長への速やかな報告を徹底している。朝食を食べていないと思われる場合には補食を提供し、空腹のまま園生活を過ごすことがないよう配慮するなど、子どもの心身の健康を守るための仕組みを確立し、必要に応じて関係機関と連携しながら適切な支援を行う体制を整えている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	・自己評価を基に職員との個人面談を実施し、保育を振り返る機会を設けており、今後の課題を明確にするとともに、目指すべき目標を設定し、保育の質の向上につなげている。 ・職員は内部研修や外部研修に積極的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。外部研修後には、報告会を開催し、研修で得た知識や学びを職員間で共有する仕組みを整えている。